

税務・財務・会計相談!
Q & A

大事業承継時代到来における 資産・事業承継に向けた準備の必要性



高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士

我が国の企業数の99%を占める中小企業の多くが、70歳以上の経営者（約245万人）であり、このうち約半数が後継者未定の状態にある近年、「資産承継」又は「事業承継」は、多くの関心を呼んでいます。本稿では、資産・事業承継に向けた準備をする上での素地として欠かせない相続税及び贈与税の基礎的な計算構造の理解と事業承継対策の考え方の概略について説明していきたいと思ひます。

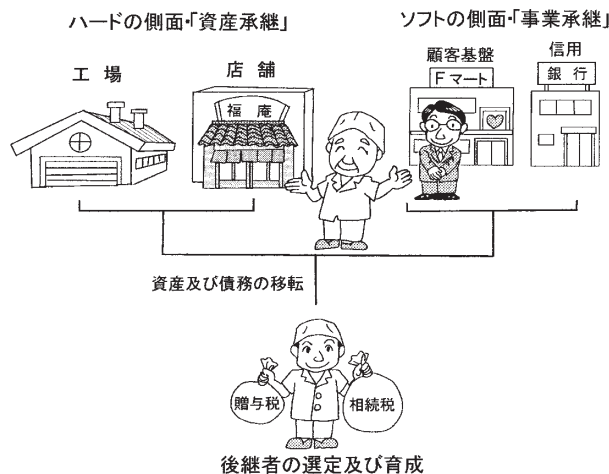
〔質問1〕

資産・事業承継対策とはどのようなことか具体的に教えて下さい。

〔回答〕

資産・事業承継とは、事業を引き継ぐことに他

なりませんから、事業承継を明確にイメージするためには事業とは何かを考える必要があります。事業の定義については、所得税法や消費税法など、その目的に応じて若干の差異はあるものの、対価を得て反復継続的に行われる経済的な営みと考えることができます。従って事業を引き継ぐという



〔質問3〕

事業承継に向けた準備においてどのように贈与税が関係してくるのでしょうか。また、贈与税の具体的な計算方法の概要について教えて下さい。

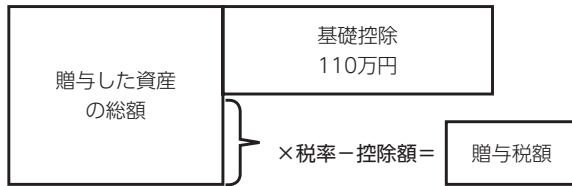
〔回答〕

相続時の相続財産を減らす一つの方法として、生前に財産を移転（贈与・譲渡）するという方法が考えられます。既に後継者が決っている場合には、生前に自社株式や事業用不動産を後継者へ譲ることで相続税の負担を軽減することができます。この時、無償提供若しくは時価よりも著しく低い価額で譲渡（低廉譲渡）をした場合に課税される税が贈与税です。つまり、事業承継対策を進めていく中で、相続税に側面から関わってくる税金が贈与税（相続税の補完税）であると言えるのです。

贈与が行われた場合、毎年1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた金額について受贈者（贈与を受けた者）が翌年の3月15日までに申告・納税をすることになります。一般贈与について贈与税の計算構造を図示すると（図②）の通りとなります。

贈与税は相続税の補完税とも言われる通り、相続税逃れを防止する趣旨から相続税よりも厳しい

【図② 贈与税の計算構造】



課税が行われています。相続税と贈与税の課税価格別の税率を比較してみると表①の通りとなり、全ての課税価額帯において、贈与税は相続税を上回る税率が課されていることが分かります。

また、相続税は、相続純財産額を法定相続割合で分割して課税価額が算定されますが、贈与税は受贈財産の価額が課税価額とされることから、贈与税の負担が高額になることが理解できます。

〔質問4〕

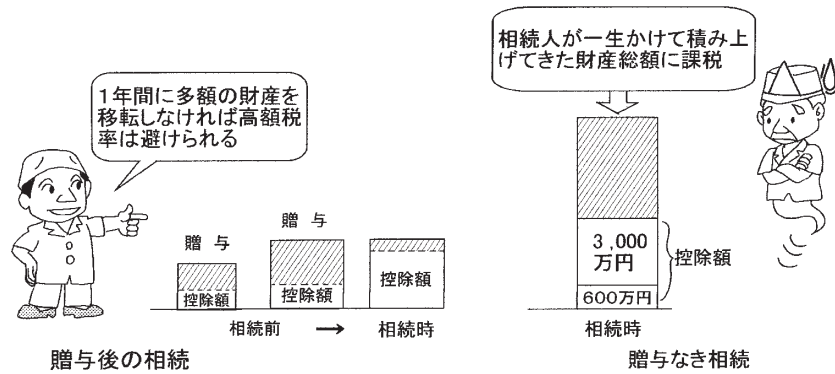
贈与税率が相続税率よりも高いとすれば、生前贈与を行うことは税金を多く納めることになるのでしょうか。

〔回答〕

相続税と贈与税の比較をした場合に、単純に税率が高いという理由だけで、贈与した場合納税額の総額が多額になるという結論には至りません。相続税と贈与税を比較する上でのポイントは課税

【表① 相続税と贈与税の税率の比較（平成27年1月1日以降分）】

| 課税価額 (基礎控除後) | 贈 与 税 | | | | 相 続 税 | |
|-----------------|-------|-------|-------------------|-------|-------|---------|
| | 原 則 | | 直系尊属から20歳以上の者への贈与 | | 税 率 | 控除額 |
| | 税 率 | 控除額 | 税 率 | 控除額 | | |
| 200万円以下 | 10% | — | 10% | — | 10% | — |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 | 15% | 10万円 | | |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 | | | | |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 | 20% | 30万円 | | |
| 1,000万円以下 | 40% | 125万円 | 30% | 90万円 | 15% | 50万円 |
| 1,500万円以下 | 45% | 175万円 | 40% | 190万円 | | |
| 3,000万円以下 | 50% | 250万円 | 45% | 265万円 | | |
| 4,500万円以下 | 55% | 400万円 | 50% | 415万円 | 20% | 200万円 |
| 5,000万円以下 | | | 55% | 640万円 | 30% | 700万円 |
| 1億円以下 | | | | | 40% | 1,700万円 |
| 2億円以下 | | | | | 45% | 2,700万円 |
| 3億円以下 | | | | | 50% | 4,200万円 |
| 6億円以下 | | | | | 55% | 7,200万円 |
| 6億円超 | | | | | | |



されるタイミングと基礎控除の存在です。

まず、課税のタイミングについてですが、相続税が被相続人の死亡という一時点で課税されるのに対し、贈与税は毎年1月1日から12月31日までの1年間という期間を区切って課税される違いがあります。相続税は被相続人が一生涯かけて積み上げてきた財産の総額に課税されるのに対し、贈与税の課税対象は1年毎にリセットされることになる（但し、連年贈与の認定を受ける場合には注意が必要です）ため、1年間に多額の財産を移転しない限り、高い税率適用を避けることができます。

次に基礎控除の考え方ですが、相続税の基礎控除は3,000万円+法定相続人の数×600万円と多額ですが、相続の時に控除されるのに対し、贈与税の基礎控除は毎年110万円かつ贈与を受ける者各人に控除可能なため、20年間で子供2人に対して贈与を行うとすれば、最大110万円×20年×2名で4,400万円の控除が可能になります。仮に被相続人の配偶者と子供2名の4人家族に相続が発生したケースで、生前贈与を行っていた場合といなかった場合の納税額総額を比較してみると（表②、③）の通りです。

前提条件

相続財産の総額 2億円 債務・葬儀費用はなし
 相続人は配偶者と実子2名のみ
 遺産は全て子が相続した
 その他特別の事情・特定の適用等はない
 相続税の基礎控除
 =30百万円+(6百万円×3)=48百万円

【表② 贈与を実行しない場合】

【金額単位：M=百万円】

| | 法定相続財産額 | 相続税額 |
|---------|-----------------------------------|---------|
| 配偶者 | 76百万円 (200M - 48M) × 1/2 | 15.8百万円 |
| 子A | 38百万円 (200M - 48M) × 1/2 × 1/2 | 5.6百万円 |
| 子B | 38百万円 (200M - 48M) × 1/2 × 1/2 | 5.6百万円 |
| 合計相続税総額 | | 27百万円 |

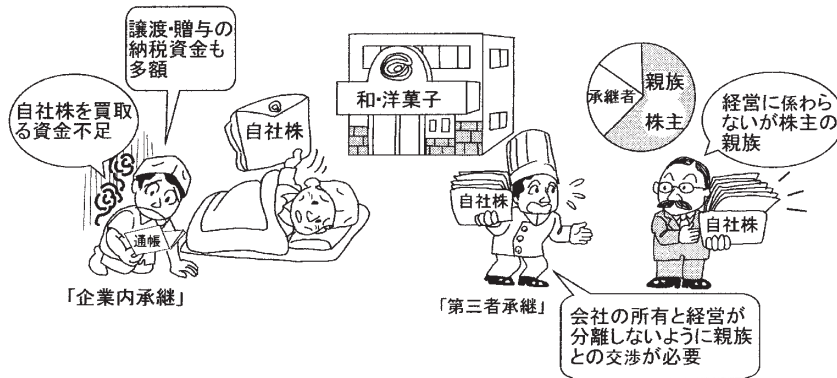
【表③ 合計4回異なる年で700万ずつ子供2人に贈与実行した場合】

(贈与税の計算)

| | 贈与税の計算 | 贈与税額 |
|----|---------------------------------|---------|
| 子A | {(7M - 1.1M) × 20% - 0.3M} × 4回 | 3.52百万円 |
| 子B | {(7M - 1.1M) × 20% - 0.3M} × 4回 | 3.52百万円 |

(相続税の計算)

| | 法定相続財産額 | 相続税額 |
|--------------|--|----------|
| 配偶者 | 48百万円 (200M - (7M × 4回 × 2人) - 48M) × 1/2 | 7.6百万円 |
| 子A | 24百万円 (200M - (7M × 4回 × 2人) - 48M) × 1/2 × 1/2 | 3.1百万円 |
| 子B | 24百万円 (200M - (7M × 4回 × 2人) - 48M) × 1/2 × 1/2 | 3.1百万円 |
| 贈与税及び相続税の合計額 | | 20.84百万円 |



以上の通り贈与を行って相続発生以前（3年以上）に資産の移転を実行した場合、納税総額にして616万円納税額が少なくなることになります。事業承継対策を考える際には相続税と贈与税の仕組みを十分理解して、最少最適な納税額となるよう相続税率と贈与税率の分岐点を考慮してシミュレーションを行うことが重要になります。

【質問5】

事業を承継できる親族後継者不在の場合、相続税や贈与税の問題は事業承継とは切り離して考えることになりますか。

【回答】

少子高齢化が進んでおり、中小企業の将来の見通しや経営環境も決して楽観できない近年において、考慮しなければならない事業の承継は「親族内承継」に限りません。むしろこれからは親族以外の社内役員や従業員へ事業を引き継ぐ「企業内承継」や、会社外部へ広く事業を引き継ぐ意思のある人材を求める「第三者承継」も増加するものと考えられます。むしろ、このような場合には相続税や贈与税の問題はさらに難しいものとなります。

親族外承継を考える場合、親族後の後継者候補は会社の業務には精通していても、会社経営を引き継ぐという意識を持つてからの期間が短いことがほとんどですから、自社株式の買取に備えた資金の確保まではできていないことがほとんどです。また、現経営者と血縁関係に無いことから相続による自社株式の取得は見込めず、自社株式の移転

を考えるとすれば基本的には譲渡によるか贈与の方法によることとなります。このため相続税と贈与税を併せて株式の承継を計画できる親族承継に比べて、必要な納税資金が所得税を中心に多額となることが実状です。

さらに、会社経営を承継しない親族との関係で問題となることは、経営には係わらないが株主としての地位にある親族がいた場合、会社の所有（株主）と経営が分離することとなり、機動的な経営ができなくなるという恐れも生じます。このようなケースで所有と経営を一致させるためには親族との交渉も必要となり、その過程でMBO（Management Buyout）マネジメント・バイアウト）や従業員持株制度を通じての買取り、組織再編やM&A（Merger and Acquisition（合併と買収））等、様々な手法が検討されることにもなります。交渉過程において、親族側のメリットも含めて双方の良好な関係を維持していくためにも、相続税等の知見が必要となるのです。

以上、事業承継対策を進めるにあたっての相続税及び贈与税の基本的な概要について説明しましたが、相続税や贈与税にはこれ以外にも、事業承継に関連する様々な特例もあります。また、親族内承継と親族外承継のように、承継対象会社のおかれた状況によって事業承継の様態は様々なケースがあります。6月号以降では事業承継に係るこれらの税制特例と、様々な承継について、ケースバイケースかつ、より具体例に基づき事業承継対策の理解を深めていきたいと思ひます。